

福島県児童相談所一時保護所第三者評価結果公表事項

1 児童相談所の情報

児童相談所名	福島県中央児童相談所			
児童相談所長名	箭内哲男			
所在地	福島市森合10番9号 (本所と別設置の場合の一時保護所所在地)			
電話	024-534-5101			
定員	12名			
施設の概要	一時保護所			
設立年月日	昭和23年6月18日			
職員数	常勤職員	名	非常勤職員	名
職種別人数 ※()内は一時保護所に所属する人数	職名	人数()	職名	人数()
	所長	1名()	臨時技術補助員	2名()
	次長兼一時保護課長	1名(1)	電話相談員	5名()
	相談課長	1名()	里親コーディネーター	1名()
	判定課長	1名()	宿日直嘱託員	3名()
	児童福祉司等	12名()	児童指導補助員	4名(4)
	心理判定員	4名()	心理嘱託員	1名(1)
	保育技師	3名(3)	技術補助員	1名(1)
	看護技師	1名(1)	学習指導協力員	2名(2)
	児童指導員	3名(3)		
一時保護所設備の概要	居室等名	室数	設備等名	数
	居室	4室	園庭	1か所
	保育室	1室		か所
	指導員室	1室		か所
	食堂	1室		か所
	児童遊戯室	1室		か所
	浴室	1室		か所

2 理念・基本方針

子どもが楽しく落ち着いて生活できるための設備や活動内容を工夫しつつ、子どもが安心感を持てる生活を保障する。

- (1)安全と健康の確保
- (2)基本的生活習慣の確保
- (3)子どもの意欲の向上

3 児童相談所の特徴的な取組

施設や設備の老朽化が進み、また、個室や静養室がないといった生活環境下ではあるが、入所児童の特性を踏まえつつ安全と健康の確保を最優先に上記基本方針に則り事業に取り組んでいる。

4 第三者評価の受診状況

評価実施期間	令和元年10月1日(契約日)～令和2年3月24日
受診回数(前回の受診時期)	0回(年度)

5 第三者評価機関名

NPO法人福島県福祉サービス振興会

6 研修修了番号

評価調査者研修修了番号	2404・SK18026	2908・SK18024	S15092	2802・S2019009
児童相談所の業務に関する研修修了番号	1号	2号	3号	4号

7 総評

【特に優れていると思われる点】

1. 子どもからの聞き取りへの配慮について

子どもからの情報収集は、役割分担を決め、児童福祉司、心理判定員が行っている。この場合、個別化や傾聴・受容・共感など専門的コミュニケーション技法の習得も行われている。こどもの状況に応じて、「なんのためにこの情報が必要であるか」を説明したうえでの聞き取りを行い、話した内容については、「秘密保持」された安心感を提供している。

2. 職員間の情報の共有について

朝・夕の申し送り、子どもの状況や気になることを記載した申し送りノートなどで、非常勤職員も含め情報の共有が行われている。子どもの情報は受理会議・観察会議・職員会議・3パート会議・援助方針会議で一時保護所内と児童相談所(以下本所)全体の情報を共有している。一時保護所内の申し送りは非常勤の直接処遇職員も参加できるよう時間を工夫している。また、観察会議には、直接処遇職員全職員が参加しており、子どもの状況や援助目標などの情報共有が行われている。

3. 一時保護所における生活面のケアについて

生活のルールについて、「入所のしおり」で理解できるように年齢に合わせ工夫して説明をしている。幼児の場合は、情緒の安定に配慮しながら、トイレ・トレーニング、衣服の着脱、食事マナー、入浴等の基本的な生活習慣が身につくよう支援をし、就学児は、挨拶・配膳・下膳・テーブル拭・洗濯物たたみなどできることを行い、入浴は毎日一人ずつ入り、そのつど衣服を交換し清潔を保っている。なお、基本的な生活のルールは、子どもの発達状況等に合わせ柔軟に対応している。

◇ 改善が求められる点

1. 子どもの権利保障について

子どもへの説明や一時保護所の生活の中で従来の安心・安全面や集団生活に重点が置かれ、改正児童福祉法が求める子どもの権利条約にのっとり養育するという意識が十分定着できていない。子どもの意見表明、参加する権利等子ども自身が権利の主体であることについて理解を深める研修を行うとともに、一時保護所の運営もその視点で見直すことが望まれる。

2. 生活環境の改善

一時保護所は、居室4室(1室6畳)あり12名定員となっている。居室の児童1人当たりの面積は2011年改正基準を満たさず経過措置で運用している。緊急入所の際、定数を超える場合も多々あり、旧基準さえ満たせない状況が生じている。また、居室は、狭隘で私物など置けるプライベート空間はなく、着替える際のプライバシーの確保も難しい。共有空間の学習室から運動場に出られるつくりになっているが、食堂・居室から外の景色は眺められず、また鍵による全館一律閉塞的な環境となっている。

今後、新基準に合致した居室面積の確保や緊急入所や個別対応が必要な時、余裕部屋(静養室等)の確保や圧迫感を減らし開放感を感じられる環境づくりが望まれる。

3. 子どもの衣服や所持物への対応について

衣服は原則貸与、所持物も学用品や眼鏡などに限られ所持が認められている。改正児童福祉法や一時保護ガイドラインにおいて子どもの自己決定や個性を尊重する対応が求められており、私服の着用や子どもの福祉を損なう恐れのないものの所持を可能な限り認めることが望まれる。また、衣服を貸与する場合にあっても子どもの好みを尊重することや下着については上下とも貸与ではなく新品を支給することが望まれる。

4. 法令や社会常識に合わせたマニュアルの見直しについて

児童福祉法をはじめ法令の改正や一時保護所ガイドラインが示されてきているが、それに合わせた各種マニュアルの見直しが行われていない。また、中高生等の睡眠時間など生活日課についても社会常識等反映したものになってはいない。今後法令やガイドライン、社会常識に沿った見直しを検討することが望まれる。

8 第三者評価結果に対する児童相談所のコメント

種々の評価項目に関連していた個室の設置や設備の充実、人員の強化については児童家庭課に継続して要望していきたい。その他、自己評価や第三者評価をとおり、日頃の業務の中で気がつかなかったことや意識できなかったこと、気がついて職員同士共有できていなかった点があったことが認識できたことから、次年度に職員が一体となって振り返りの機会を設け、更なるサービスの質の向上に努めたい。

9 第三者評価結果

別紙の「児童相談所一時保護所第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

別表

児童相談所一時保護所第三者評価結果

○評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
s	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	やや適切さにかける 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c	適切ではない、または実施されていない 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

○評価項目

Ⅰ 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障

(1) 権利保障

① 子どもの権利に関する説明

[No.1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 入所時説明用の「入所のしおり」は、縮小版で身につけ携帯できるように作成・配布し、説明している。しかし、子どもの権利に関する内容は生きる権利や保護される権利(虐待されない)にとどまっており、子どもの権利条約で求めている権利の主体とした参加する権利(意見表明)や育つ権利(教育)は入っていない。それらもしおりに含めることや子どもがそれを理解する取り組みが望まれる。	

② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築

[No.2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	
第三者評価結果	b
【コメント】 子どもと職員が狭い空間で、24時間一緒に生活の中で、信頼関係の醸成や社会生活上のスキルを学習している。子どもには「次長さんへの手紙」など自分たちの意見を表明できる機会を作り、コミュニケーションやストレスの悪化防止に努めている。しかし、外部の第三者委員は設置されていないので設置が望まれる。 また子ども会議は「反省会」という会議名で、週間目標に対する反省を主として開催されている。子どもが自由に意見を述べたり、自主性を育てる機会とするため会議名を変更し、自由に意見が述べられる機会となる取り組みが望まれる。	

(2) 子どもに対する説明・合意

① 保護開始に関わる説明・合意

[No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所の局面では、児童福祉司、心理判定員が子どもたちに説明しており、ここでの信頼関係づくりやコミュニケーションが最重要であることを職員全員が認識している。 入所後の見通しや、私物(携帯、私服など)の持込制限、外部との通信方法や機会について、一律に説明しているが、それぞれ個別化された生育状況を考慮した対応をすることが望まれる。	

② 保護期間中の説明・合意

[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 保護される理由、保護者との調整状況、見通しなどについては本所の職員が行っている。会議及び申し送りなどで情報を得ているが、一時保護所の職員が直接説明は行っていない。 「預かるだけ」にならないように本所職員と密接に連携し、子どもたちの不安や緊張を低減できるようなチームアプローチを形成できることが望まれる。	

③ 保護解除に関わる説明・合意

[No.5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 解除に関する業務は、本所職員が行い、特に緊急保護等定員オーバーによる退所の時は、十分な説明が難しい場合もあり、子どもの不安や怒り、緊張などの感情への配慮が望まれる。移行先が里親の場合は里親との面会、外泊など、丁寧にマッチングしているが、施設移行の時は、移行先の職員が1回程度面接に来るのみで退所となる場合が多く、子どもの不安をやわらげるため事前見学など丁寧な対応が望まれる。	
[No.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 退所後の支援は、本所の職員が行っている。子どもからの救助要請や電話番号も伝えているが、退所後の相談支援について、一時保護所との継続的な関係づくりまでは整っていない。社会的養護のスタート地点である一時保護所での経験が今後の子どもたちの成長と発達に影響することを踏まえて、退所後も築いた信頼関係を活かし支援体制(チームアプローチ)へかかわることが望まれる。	

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

[No.7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 子どもたちの状況に応じて、面会・手紙・外出など実施している。しかし制限を必要とする子どもとそうでない子どもの処遇については、老朽化した狭い環境にあるため物理的に分けた対応にはなっていない。そのため「閉鎖的な管理」や「一律ケア」になっている。特に入所前の人々との継続的なコミュニケーションの確保が望まれるため、電話、手紙以外のSNSの制限付き利用なども検討が望まれる。また、制限ありきではなく、最小限にとどめるための検討も望まれる。	

(4) 被措置児童等虐待防止

[No.8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 新人職員等、また夜勤アルバイト学生については、コンプライアンス・チェックリスト等で配慮する点について学んでいる。 しかし、一時保護所全体が狭いうえ、多人数居室のため、子ども同士がどのように接したら良いかなどの配慮やアドバイスまで目が届かない場面がある。またPTSDに対するケアについては臨床心理士が行っている。なお、子どもとかかわる職員についてはこの件に関するスキルアップ研修やチームアプローチが不十分であり、改善が望まれる。	

(5) 子ども同士の暴力等の防止

[No.9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 家庭環境の違い、経済的格差、さらに男女差や年齢の違い、また性的特性(フェティシズム・LGBT等)があった場合、子ども同士の相互理解と、コミュニケーション方法について適切な指導を行っている。 しかし狭い空間での共同生活であり、密な人間関係が心理的緊張を増幅させてしまう弊害も見られる。専門職からのコンサルテーションを活用し、事例を踏まえた学びを重ねていくことが望まれる。	

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

① 思想や信教の自由の保障

[No.10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 宗教、食生活や習慣の違い等に配慮してきたので、これまで大きなトラブルもなかった。 しかしLGBT・少数民族・宗教などに配慮したチェックリスト等(一部作成されている)を作成し、事前情報をアセスメントすることによって、適切なケアができることが望まれる。	

② 性的なアイデンティティへの配慮

[No.11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか

第三者評価結果	c
【コメント】 性的アイデンティティを抱えた子どもには事前情報をアセスメントして、個別的な対応を行っている。 しかし建物が構造的に狭く、老朽化しており、共同生活が前提であり個室での生活ができない。また、トイレや浴室も数が限られ、配慮したケアは困難である。また、カミングアウト出来ない子どももいることが想定され、私服禁止は本人のアイデンティティを阻害する結果になりかねないので、見直しが望まれる。なお、やむを得ず貸与服とする場合は、十分な説明と子どもの納得を得る取り組みが望まれる。	

2 養育・支援の基本

(1) 子どもとの関わり

① 安全感・安心感を与えるケア

[No.12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか

第三者評価結果	b
【コメント】 安全の視点、子どものコミュニケーション、子どもの安心感などは、子どもたちの表情や言動などから工夫し、十分な支援が実施されている様子がうかがわれる。また子どもたちのグループワークを牽引する父権性を発揮しリーダーシップを担う職員の存在もある。 なお、過酷な経験をしてきた子どもたちにとって社会的養護の最初の経験の場となる一時保護所が、今後の社会性や人間的発達に結びつく重要な所であり、より一層子どもの尊厳、共感等を基本とした養育・支援に努めてほしい。	

② エンパワメントにつながるケア

[No.13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか

第三者評価結果	b
【コメント】 子どもたちへの温かい眼差しは、職員の真剣な取り組み、日々の業務や実践している様子が伺われる。もう一步踏み込んで、子どもたち個人の趣味や特技、教科、芸術、体育など継続的支援ができることに期待する。さらに子どもたち同志のミーティングやグループワークなど継続的活動が自主的活動を引き出す動機づけなどになることが望まれる。	

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

[No.14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか

第三者評価結果	b
【コメント】 子どもからの情報収集は、役割分担を決め、児童福祉司・心理判定員が行っている。この場合、個別化や傾聴・受容・共感など専門的コミュニケーション技法の習得も行われている。子どもの状況に応じて、「なんのためにこの情報が必要であるか」を説明したうえでの聞き取りを行い、話した内容については、「秘密保持」を伝え安心感を提供している。 なお、子どもと常にかかわる一時保護所の職員も子どもから聞き取る技法を身に付けることが望まれる。	

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備

(1) 設備運営基準の遵守

[No.15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか

第三者評価結果	c
【コメント】 一時保護所は居室4室、12名定員となっている。居室の児童一人当たりの面積は2011年改正基準を満たさず経過措置で運用している。緊急入所の際、定数を超える場合もあり、旧基準さえ満たせない状況が生じている。また、居室は、狭隘で個人の洋服、私物など置けるプライベートなスペースはなく、着替をする際のプライバシーの確保も難しい。玄関は鍵で管理され、食堂・居室も外の景色は眺められず、閉塞的な環境となっている。 今後、新基準に合致した居室面積の確保や緊急入所や個別対応が必要な場合の部屋（静養室等）の確保、開放感を感じられるくつろぎのあるスペース等環境づくりが望まれる。	

(2) 個別性の尊重

[No.16] 一時保護所は、個性が尊重される環境となっているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 安全、健康、情緒の安定、信頼の回復、意欲の向上を目標とし、規律を尊重した生活に重点が置かれている。入所の際一時保護所として一律の生活ルールや日課表を子どもに渡し、分かるように説明している。また、私服禁止や頭髪の染め直しについて丁寧に説明し、子どもから納得を得て対応している。日課には、余暇時間や自由遊びの時間が設けられ、漫画やビデオ鑑賞、読書、図工、切り絵や編み物等自由に選択できるが、テレビのスイッチやリモコンは職員が管理している。 今後、一時保護ガイドライン(平成30年7月6日付厚生労働省子ども家庭局長通知)が求める家庭的環境や個性を踏まえた生活ルールの検討、私服・私物禁止などの制限を必要最小限にする等子どもの自主性や個性を尊重した支援が望まれる。	

(3) 生活環境の整備

[No.17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 毎日清掃を行い、破損箇所は適時修繕をするなど環境の整備に努めている。壁面に職員が季節感が感じられる手作りの工作物を貼る等明るい雰囲気づくりに努めている。 しかし、居室や共有空間はリラックスできるスペースが少なく、閉塞がぬぐえていない。また、近隣に高層の建物ができたため、外部の視線を遮断することが困難になっている。さらに建物も築40年と老朽化が進み、生活の場として課題となっている。害虫駆除も子どもの一斉外出が困難な状況が続き実施できていない。 今後、現基準に合致した広さの居室や緊急入所や個別対応が必要な場合の個室(静養室等)、リビングや学習室にリラックスできるスペースを確保する等環境の改善が望まれる。	

2 管理者の責務

[No.18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 一時保護所の管理者は次長が兼務しており、役割・責任を事務分担表で明確し職員に周知している。入所受理会議・援助方針会議・課内会議などにも参加し責任を果たしている。週2回子どもと昼食を取っており、子どもの様子の把握に努めている。 しかし、次長としての役割のほか中央児童相談所は4児相の取りまとめの役割等があるなど一時保護課長として十分な役割を果たす時間的な余裕が持てていないため一時保護課職員に任せてしまう傾向がある。また、スーパービジョン等専門技術の研修は受けておらず、管理者としてスーパーバイザーの役割を果たせていない。今後、一時保護課長として専門的な知識や技術を持つ職員を配置するなど専任化することが望まれる。	

3 適切な職員体制

(1) 設備運営基準の遵守

[No.19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 保育士・児童指導員・看護師・心理担当職員(非常勤)・学習指導員(非常勤)・夜勤補助員(非常勤)等が配置され、施設運営基準以上の職員が配置されている。 しかし、夜間帯は緊急入所があったり、病気や不穏の対応が必要になった場合に、職員1人と臨時の補助員だけでは対応に限界があり、緊急には相談課や判定課の職員に出勤要請をすることもあり、児童相談所全体の超過勤務が多くなっている。子ども一人ひとりと向き合える環境や夜間緊急時にも保護所職員で適切に対応できるよう余裕を持った体制整備が望まれる。	

(2) 職員の適正配置

[No.20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 直接処遇職員・間接処遇職員の役割が事務分掌や委託契約で明らかになっている。子どもの聞き取りなどは、面接技法は習得している心理職が主に担当している。一時保護所の子どもの担当する児童福祉司・心理判定員が決められており、朝のミーティング、3P会議・援助方針会議（相談課・判定課・一時保護課）などを通じて情報共有が行われている。 なお、一時保護所職員は日々の行動観察を通じて子どもの気持ちや状況を把握しているが総合的なアセスメントについて学ぶ機会は少ない。また、スーパービジョンの体制が整っていないこともありアセスメントを課題と感じている。今後、スーパービジョンができる体制の構築や年齢や背景が異なる子どもについて専門性に裏付けられたアセスメントに基づく養育・支援が行えることに期待したい。	

(3) 情報管理

[No.21] 情報管理が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 個人情報にかかわる書類は施錠された職員室に置かれ、子どもや部外者の目に触れることはない。子どものケースファイルや日々の記録も職員室で管理され、県の文書管理規程で保存年限が決められ、保存期間終了後は職員が直接焼却場に持ち込んでいる。子どもの情報を関係機関で共有する場合は相談課担当職員が子どもや保護者に説明している。 なお、「福島県個人情報マニュアル」、「児童相談所情報提供に関する取扱いについて」によって適切に管理している。	

(4) 職員の専門性向上の取組

[No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 新任職員研修、4児相合同研修、一時保護所東北ブロックや全国一時保護所職員研修、こどもの虹情報研修センター等参加できる機会がある。県外研修は本庁児童家庭課で指名しているが機会は少ない。また、新任職員にはサポート職員がついて1か月間指導を行う体制があり、その後は主任がOJTに当たるが交代制勤務のため十分かわかることはできていない。 今後、一時保護所の職員について専門性や技術水準を考慮し段階を踏みながら長期視点でキャリアを形成していく育成計画の策定が望まれる。また、目標管理制度による人材育成も職員の意欲や専門性を高める観点から導入が望まれる。	
[No.23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 朝・夕の申し送り、子どもの状況や気になることを記載した申し送りノートなどで、非常勤職員も含め情報の共有が行われている。子どもの情報は受理会議・観察会議・職員会議・3パート会議・援助方針会議で一時保護所内と児相全体の情報を共有している。一時保護所内の申し送りは非常勤の直接処遇職員も参加できるよう時間を工夫している。また、観察会議は直接支援に入っていない限られた職員による開催となっているが、結果を全職員に回覧して情報の共有に努めている。	

(5) 児童福祉司との連携

[No.24] 児童福祉司や児童心理士との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護所は児童相談所に併設され、職員は本所内のほか相談所執務室にも席があり、他課の情報をとれる環境にあるがお互い多忙であり、主に受理会議・3パート会議・援助方針会議で情報を共有している。また、心理判定員は子どもと面接後その情報を一時保護所にも伝え共有している。 なお、児童福祉司は所内にいることは少なく、必要な情報を必要な時に得られる状況にはなっていない。今後、情報をパソコンで管理することが予定されており、忙しく顔を合わせられないときでもタイムリーに情報の共有が進むことに期待したい。	

(6) 職場環境

[No.25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	
第三者評価結果	b
【コメント】 職員組合と36協定が結ばれている。時間外労働や休暇の取得は次長が把握し、表にまとめ管理している。メンタルヘルス・ハラスメント対策は県全体の中で取り組んでいる。緊急入所、対応が困難な子どもの入所が重なると夜間帯は正規職員と臨時補助員の2人体制のため正規職員の負担が大きい。休暇は週休を優先して取っており、有給休暇は事前に調整が必要で取得するうえで制約となっている。また、勤務時間内は子どもの対応に追われ、記録時間が取れないため恒常的に残業せざるを得ない状況にあり、シフトの組み方の工夫や休暇が取りやすい体制の確保が望まれる。	

4 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

[No.26] 医療機関との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所時検診を行い子どもの健康状態を把握している。内科・精神科の嘱託医がおり必要があれば受診している。特に対応が困難な場合は、嘱託医の協力を得て医療保護入院で対応しているが、保護者の同意が得られない場合もある。 なお、本所内では児童福祉司・心理判定員と連携しているが、小児精神科医師など連携先が少なく、医療機関と連携したチームケア体制は整っていない。特に、暴力行為のある子どもの対応は入院先に困ることもあり、県外の児童心理治療施設等に頼ることもある。連携できる専門医療機関の情報収集や連携の構築が望まれる。	

(2) 警察署との連携

[No.27] 警察署との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 無断外出の際、管轄の警察署・鉄道警察隊・出身地の警察に協力依頼ができる体制を取り、連絡先も含めたマニュアルがあり、通報先を職員室に掲示し、いつでも対応できるようになっている。警察からの要請で面接がある場合は、心理判定員から子どもに面接の可否や気持ちを確認するほか心理判定員が立ち会うようにしている。なお、捜査の見通しやどのような事項を何のために聞かれるのか等子どもの不安に対応し事前・事後に情報提供できるよう、嘱託弁護士などの活用を検討することが望まれる。	

(3) 施設・里親等との連携

[No.28] 施設や里親等との連携が図られているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 移行する施設や里親との情報共有は相談課の児童福祉司が行い、一時保護所の行動観察も含め子どもの基本情報や配慮を要することも担当児童福祉士から伝えられている。子どもの移行先の調整も担当児童福祉司が行っている。里親とは外出や外泊等の機会もあり丁寧に調整が図られている。本所職員・心理判定員が子どもから移行への不安など聞き相談に応じている。移行後は担当児童福祉司が訪問するなど支援を継続しており、一時保護所にも経過報告がある。 なお、施設移行の場合、面会は1回程度と少なく、子どもが安心して移行先に移れるよう見学など交流を深めることが望まれる。	

(4) その他の機関との連携

[No.29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 相談課の担当児童福祉司が市町村・要保護児童連絡対策協議会・学校・保育所などと連携を行っている。一時保護課は保護中の子どもの状況や変化、援助方針を所定の様式にまとめ、相談課・判定課の情報と一緒に関係機関に提供している。関係機関で構成する要保護児童連絡協議会は定期的に開催され、フォローできる体制になっている。情報の取り扱いには関係機関に⑥の扱いで提供し終了後回収しており、情報の扱いについてお互い注意し合うようにしている。	

III 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

[No.30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 児童相談所運営指針に基づき理念、基本方針を定め、中央児童相談所業務要領の中に明記している。 なお、理念、基本方針については、職員会議で取り上げる機会はなく、それらを周知するため、理念や基本方針が実践されているか振り返る機会を設けることが望まれる。また、理念は安全確保に視点が置かれ、アセスメントや権利擁護については触れていないので、国の一時保護ガイドラインの趣旨に合わせた検討が望まれる。	

2 一時保護所の運営計画等の策定

[No.31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護所の独自の事業計画として年間支援計画表を作成している。内容は児童の生活目標、4半期ごとの支援目標、年間行事が羅列されている。 なお、本所の事業計画には一時保護所の効果的活用や学習指導員の配置など細目の実施事業に記載にとどまり、項目として重点施策・重点事項には上がっていない。 今後、児童相談所事業計画の中に項目として加えることが望まれる。また、一時保護所として理念や基本方針、観察会議、学習支援、健康支援、子どものニーズへの対応等具体的な事業を入れた事業計画の策定が望まれる。	

3 一時保護の在り方

[No.32] 緊急保護は、適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 検診は原則入所時、夜間時の入所は翌日に行い、子どもの健康状態を把握している。子どもに対する説明は、保護については担当児童福祉司が行い、一時保護所の生活については保護所職員から「入所のしおり」で丁寧に説明している。また、受理会議に本所職員も参加し詳しい情報を得ている。身柄付きの緊急保護の場合は担当児童福祉司から情報を引き継いでいる。 なお、保護中に家庭引き取りや里親委託に切り替える場合もあるが、保護期間の長期化を防ぐための検討体制等はない。3パート会議などで受け入れ先を相談・調整しているが、支援が難しい子どもの場合は受け入れ先が見つからず、長期保護になる事例も多くなっている。様々な子どもに対応できる一時委託保護先等の育成・開拓が望まれる。	

4 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア

[No.33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 生活のルールについて、入所時「入所のしおり」で理解できるように年齢に合わせ工夫して説明をしている。幼児の場合は、情緒の安定に配慮しながら、トイレ・トレーニング、衣服の着脱、食事マナー、入浴等の基本的な生活習慣が身につくよう支援をし、就学児は、挨拶・配膳・下膳・テーブル拭・洗濯物たたみなどできることを行い、入浴は毎日1人ずつ入り、そのつど衣服を交換し清潔を保っている。なお、基本的な生活のルールは、子どもの発達状況等に合わせ柔軟に対応している。	

(2) レクリエーション

[No.34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 余暇時間は園庭を利用し、ジャングルジムやスポーツ遊具を活用した自由遊びを行う他、花見・運動会・夏祭り・芋煮会・節分等の行事を実施している。また、年齢に応じて楽しめるようにゲームを計画したり、幼児は、近くの緑地公園や信夫山へ散歩に出かけるなどの支援をしている。 なお、野外活動は、入所児童が全員で乗れる公用車はなく、何度かピストン輸送が必要となり、複数の職員の対応が必要となることや緊急保護入所等が重なり中止を余儀なくされている。閉鎖空間の弊害を軽減し、子どもの心身の安定を図るために野外活動の実施方法や場所等検討し工夫して取り組むことが望まれる。また、小学校でプログラミングが必修化される中、学習面の環境づくりとしてもパソコン等電子機器に触れる機会を作ることが望まれる。	

(3) 食事(間食を含む)

[No.35] 食事が適切に提供されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 食事は業務委託をしており、3食・おやつが適切な時間に適温で提供されている。また、通院等で契約上の保存時間(2時間)を過ぎた場合は、保存食で対応をしている。子どもの嗜好、アレルギーについては、入所時に本人、保護者、保育所、学校、児童施設等へ確認して対応している。 なお、委託業者とは年2回給食会議を開き適切な給食の提供に努めているが、子どもの好みに合った給食を提供するためには委託業者と緊密な連携が必要であり、回数を増やす検討が望まれる。	

(4) 衣服

[No.36] 子どもの衣服は適切に提供されているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 衣服は原則貸与になっており、職員が選び2組ずつ貸与している。中学生女兒のみ、新品のショーツを支給している。居室が狭く一人ひとりの衣服を置く場所がないため、毎日、入浴時の着替えはカゴに入れ居室に置いているが、それ以外は倉庫で管理しており、衣服の管理指導はでておらず洗濯物をたたむ指導のみにとどまっている。なお、上下着は、使いまわしの貸与では無く支給することが望まれる。また、私服着用については、一時保護所の生活にそぐわない場合以外は、子どもの自己決定や個性を尊重する観点から検討することが望まれる。	

(5) 睡眠

[No.37] 子どもの睡眠は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 子どもの年齢にあった睡眠時間を確保している。居室はエアコンで適温設定し、寝具類はクリーニングに出し清潔な管理に心がけ、睡眠をとりやすくしている。また、夜勤職員は一時保護室のドアをオープンにし、夜間は精神的に不安定で寝付かれなかったり、うなされたりする子どもの一挙一動に耳を傾け状況の観察や、幼児の夜泣きには、眠りにつくまで添い寝をし入眠させている。 なお、中高生の睡眠時間は社会一般の現状(高校生の平均睡眠時間:6時間35分・ベネッセ2013年調査)と乖離しており、年齢に応じた対応が求められる。	

(6) 健康管理

[No.38] 子どもの健康管理が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所時、子どもの状況を把握し、緊急に通院が必要な場合は病院を受診する他、すでに通院治療を受けている場合は引き続き主治医と連携している。特に健康に異常がない場合は、定期的に嘱託医による内科受診を受けている。ケガや体調不良時は、治療・入院等必要な医療を受けている。また、医療機関をリストアップし緊急時にも対応できるようになっている。通院状況を治療日誌等に記載し職員間で情報を共有し適切な健康管理を行っている。 なお、看護師は配置されているが、直接処遇職員として勤務ローテーションに入っており、本来の看護業務を果たせる体制にはなっていないので検討が望まれる。	

(7) 教育・学習支援

[No.39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所時、実力テストで子どもの学力を把握し、学力に配慮した学習支援をしている。学習習慣が身についていない子どもへは、学習時間内をを短く区分して対応したり、学習意欲を持てるよう一人ひとりに応じた学習支援をしている。 しかし、在籍校へ教材の提供を依頼するが届くのが遅かったり、面会の協力を得られない場合が多く、在籍校との連携については不十分であり、在籍校あるいは教育委員会等も含めて要請をすることが望まれる。	

(8) 保育

[No.40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 基本的な保育計画を策定しており、そのつど、子どもの年齢、発達に応じたカリキュラムで保育を行っている。建物が古い構造上、保育室の確保ができないため、食堂や児童相談所のプレイルーム、隣接している保健福祉センターの「遊びの広場」の利用や近くの緑地公園、信夫山公園への散歩など工夫をし保育に取り組んでいる。今後、プレイルーム等未就学児が伸び伸び遊べる場の確保が望まれる。また、幼児の保育は、交代制勤務の中で、職員全体が年齢や発達に合わせ応答的対応ができるよう保育の標準化やスキルアップ研修などが望まれる。	

(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等

[No.41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	
評価結果	b
【コメント】 子どもへの面接は、週1～2回、児童福祉司、心理判定員が行っている。子どもに保護者への面会を拒否できることを伝え子どもの意思を尊重した対応をしている。また、心理判定員の面接内容によっては子どもが不安になることもあるので、情報を共有して対応している。 しかし、一時保護所では、子どもの情報を全て共有できるまでには至っていないと感じており、朝の引き継ぎ時に心理判定員の参加のみでは無く、児童福祉司も輪番制で参加するなどチームとして子どもの不安や思いに対応できるようさらなる連携が望まれる。	

5 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応

[No.42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 受け入れ時に、支援方針について検討している。性被害を受けた子どもに対しては、同性の職員が対応するとともに産婦人科など専門医を受診させ治療を行っている。場合によって体の状態を医師から丁寧に説明を受けることで子ども自身が安心できるようにしている。また、性的な問題を抱える子どもの面接や性教育は一時保護所の心理士が行っている。加害児は分離する個室が無い場合、子ども同士の相性を考慮したり、女兒と無用に接触しないよう行動に注意して、一時保護所内での性的問題発生の予防に取り組んでいる。 今後、分離可能な環境を整えることや性について保健師などの助言も受けながら性教育を進めることが望まれる。	

(2) 問題行動のある子どもへの対応

[No.43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 受け入れ時、所長・次長・心理判定員・児童福祉司を交えたカンファレンスを行い、自傷・他害を行う可能性について把握している。必要ある時は、子どもの主治医、嘱託医からのアドバイスを受け、子どもへの対応の配慮や服薬・入院等適切な対処をし、一時保護所内の子どもの安全を図る取り組みをしている。	

(3) 無断外出を行う子どもへの対応

[No.44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 相談課・一時保護所が協議して「無断外出対応マニュアル」を策定しており、対応手順、職員の動き、捜索依頼する機関の連絡先を示している。日頃の行動観察や心理判定員との情報共有により無断外出の未然防止に努めている。無断外出した子どもへの聞き取りは、無断外出児童聞き取り表で言葉に気をつけながら丁寧に対応し、子どもの気持ちや背景を探っている。 また、建物の周囲を囲むフェンスに外部侵入者防止センサーがつけられており、それに反応し早期発見に至ることもある。さらに、外出行事は、無断外出の恐れがあるときは実施しないこととし、予防に努めている。	

(4) 重大事件に係る触法少年への対応

[No.45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 事件に絡む被虐待児を受け入れるので、一時保護所ではテレビのニュースを見せたいはない。さらに、新しく入所してくる子供が、事件を知っている可能性を考慮し、子どものプライバシーを守るため名前のみで紹介するなど配慮をしている。また、触法少年の入所については、当該児の様子や入所している児童数など総合的に判断して決めている。 なお、重大事件のかかる触法少年の受け入れは、他児と生活スペースを分離できる個室の確保は難しいとされているが、保護の必要性が高い観点から今後の対応が望まれる。	

(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応

[No.46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 現在、入所中に親族等を失った事例は無く、退所の同日に死亡の事例があり、その時は、親族が葬儀参列等対応した。なお、入所期間が短く対応を決めていないが、事例が起きる可能性があり、子どもの心情への配慮等含め、グリーフケア・モーニングケア等の取り組みについて検討することが望まれる。	

(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

[No.47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 受け入れ時、子どもの身体状況について早急に把握し、迅速に必要な専門医を受診している。嘱託医、主治医から医療的アドバイスを受け適切な対応をするよう配慮している。病院の診断状況に合わせ、一時保護課・相談課・判定課の3部門会議を行い、援助方針を検討し支援に努めている。心理的ケアは心理判定員・嘱託心理士が行い適切な支援に取り組んでいる。 しかし、建物の構造上個室を準備することができないので、十分な配慮や個別ケアをするまでに至っていないので改善が望まれる。また、一時保護所職員もチームの一員として対応できるようPTSD等子どもの心理や及ぼす影響などについて理解を深めることが望まれる。	
[No.48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 受け入れに当たっては、子どもの状況把握を行い、嘱託医や主治医からの医療的アドバイスを受け、児童福祉司・心理判定員・一時保護所職員が連携して対応している。なお、建物の構造上、発達障害を持つ子どもがクールダウンできる個室が無く、居室をやり繰りしながら対応している。 しかし、入所する子どもが重なった場合は居室のやりくりが困難になることや車いす対応が必要な子どもはバリアフリーの環境にないため外部へ委託をしている現状にあることから環境面の整備が望まれる。	

[No.49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 健康上配慮が必要な子どもは入所前に情報を把握する他、入所時に検診を行い、医師からアドバイスを受けている。それらについて職員間で情報を共有し、ケアや対応を行っている。服薬管理は、職員による二重チェックにより誤薬防止に努めている。定期的な通院を支援するとともに心理的ケアは、心理判定員・一時保護所の心理職が対応している。 なお、感染症以外の研修は実施されておらず、エピペンを必要とするアレルギーへの対応や子どもの病気などについても研修が望まれる。	

6 安全対策

(1) 無断外出防止及び発生時対応

[No.50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 無断外出の可能性のある子どもは、「入所理由、態度、土地勘の有無」なども把握し、行動を観察するなど未然防止に努める他、出入り口の施錠やセンサー（外壁のフェンスに取り付け）など環境面で工夫している。また、無断外出が発生した場合の対応については、一時保護所業務要領の中で対応や配慮も含め明文化している。職員室に警察署・駅等捜索依頼先を入れたフローチャートを掲示し、発生した場合に即対応できるようにしている。さらに、他の都道府県の児童相談所に保護された場合、深夜の引き取りを避けるなど子どもの心理等にも配慮している。	

(2) 災害時対策

[No.51] 災害発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 火災等の非常災害に備え、業務要領に緊急事態の連絡先や避難対応が明示されている。さらに、具体的な避難経路図を作成して、職員室に掲示している。毎年2回の消防署立ち会いの総合防災訓練の他に、毎月、様々な想定 of 避難訓練を実施している。また、夜間の非常災害に備え、職員連絡網を作成し、協力体制を整えている。さらに、防災カーテンの設置や消火器、防災機器、電気設備の定期点検を実施し、設備上の火災発生防止にも努めている。	

(3) 感染症対策

[No.52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 緊急一時保護等が多く、入所時に感染症等の健康状態に関する情報が全て把握することはできていない。感染症の疑いのある子どもや入所直後に体調不良を訴った場合には、入所当日に受診させている。感染症対策マニュアルを作成し、発生時の対応を明確にしている。また、手洗いやうがいなどの感染症予防対策を分かりやすく説明したポスターを作成し、子どもに周知して予防に努めている。 なお、静養室がなく居室に限りがあるため、隔離が困難な場合もあるなど課題があり、改善が望まれる。	

7 質の維持・向上

[No.53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 マニュアル「日課における職員の動き」に、基本的な養育・支援に関する事項、子どものプライバシーへの配慮などが示されており、養育支援の「標準化」が図られている。また、無断外出や感染症に関するマニュアルを作成し、職員室に備え、いつでも確認できるようにしている。また、マニュアル等は、業務要領の定期的な点検や毎年度末の各係の反省時において見直しを行っている。 なお、感染症以外の研修は実施されていないため、内容を理解する取り組みが望まれる。	

[No.54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	
第三者評価結果	c
【コメント】 一時保護所としての質の向上を図るため、マニュアルの定期点検や各係の反省に基づく見直しを行っている。今回、第三者評価を初めて受審するにあたり自己評価を実施した。今後、自己評価や第三者評価で明らかになった課題について組織的に取り組み質の向上に活かすことが望まれる。また、国の一時保護ガイドライン（平成30年7月6日付）の趣旨を踏まえ、運営に反映し質の向上に取り組むことが望まれる。	

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施

(1) 保護開始時

[No.55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護開始にあたっては、受理会議において子どもや家庭の状況の情報を得ている。緊急保護や夜間の身柄付き送致の場合、担当児童福祉司を通して家族や関係機関から速やかに情報を得るようにしている。保護者等からの情報が得られない場合は、子ども本人から健康面、食事面、生活に関することを聞き取っている。一時保護所では子ども本人から家庭の情報を聞き取ることはせず、心理判定員が子どもとの面接で得た情報を共有している。	
[No.56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 日頃から、児童福祉司、心理判定員と情報交換を密に行い、3パート会議・ケース検討会を通して総合的なアセスメントを行い、支援につなげている。一時保護所では、毎日の引継ぎなどの業務の中で情報交換を行い、さらに観察会議で話し合い、結果を「一時保護行動観察票」にまとめている。 なお、保護開始後、相談判定部門が多くのケースや緊急ケースを抱えた場合などアセスメントが迅速に実施できないケースが見られるため、検討が望まれる。	

2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

[No.57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所時に、心理判定員が子どもと話し合っ、抱えている課題に沿った一時保護所での目標を子ども自身に立てさせ、一時保護所の職員はその実現に向けたケアや支援を行うようにしている。日課は原則一律であるが、発達障害など子どもの特性に応じて学習時間を短く区切ったり、席順の変更や遮蔽物の設置を行うなどの対応をしている。また、他者との関わりが困難な子どもは居室での生活を中心にするなど特性に応じた個別ケアを行っている。 なお、個別対応プログラムを作成していないので個別対応が必要な場合はその特性を踏まえたプログラムの作成が望まれる。	
[No.58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 子どもとの関わりや排泄・食事などの日常生活習慣から過去の経験や家族関係が見えてくることが多い。子どもに無理に聞くことはせず、問題行動、感情表出、職員の関心を引く行動、擦り寄りなどの行動観察を行い情報をアセスメントしている。その中で背景を探り、子どもの変化に留意して養育・支援に努めている。 なお、相談判定部門は抱えるケースが増加し対応に追われ、退所に向けた手続きが進まず、保護期間が必要以上に長期になるケースもあり、改善が望まれる。	

3 子どもの観察

(1) 子どもの観察

[No.59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 個々の子どもとの面談は、心理判定員が週1回の頻度で実施している。面接で得られた情報のうち、必要なものは一時保護所に伝えられ、情報を共有している。交代制勤務のため、当日の担当職員が、毎日、行動観察の内容を子ども一人ひとりのケース記録に記載している。ケース記録には客観的事実のみを、所見は連絡ノートに区別して記載している。	

(2) 観察会議等の実施

[No.60] 観察会議が適切に実施されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 毎日子どもの状況を観察し、引継ぎノートやケース記録にまとめ、職員間で情報を共有している。これらを基に観察会議を職員の勤務を調整して、月1回課内会議の中で実施している。観察会議の結果は、各課の課長以上に回覧して情報を共有する他、3パート会議で他課の情報も含めて共有し処遇に活かしている。 なお、子どもの生活支援のため常時職員を配置しなければならないため、国の運営指針で示されている週1回の観察会議は開催できおらず、体制や方法を含め検討することが望まれる。	

V 一時保護の開始及び解除手続き

1 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携

[No.61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護時に、受理会議や児童福祉司を通じて情報を収集し、必要な支援を把握する他、足りない部分は入所後に個々の子どもとの生活を通して把握している。保護者への対応や説明は、児童福祉司が行っているが、保護者の状況に合わせて丁寧に説明している。また、子どもへの説明は、年齢や障害に応じて3種類の日課表等を作成し、分かりやすく説明している。特に幼児用の日課表は絵を中心にするなど工夫している。子どもの一時保護所での生活に必要な日用品や着替え等は、全ての子どもに対して入所初日に貸与している。関係機関との連携は児童福祉司が行っている。	

(2) 子どもの所持物

[No.62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 一時保護中に子どもが所持する私物は、処方薬・学用品・眼鏡等に限定している。他に必要な物なものは、子どもの家庭状況など背景が様々であり、私物を持てる子どもと持てない子どもに差があるほか、破損、紛失等のトラブルを未然に防止するため全て貸与している。理由も入所時に子どもに説明し、納得してもらっている。 今後、子どもが大切にしている所持物で子どもの福祉を損なう恐れがないものは、子どもの安心につながるよう可能な限り所持できるよう配慮することが望まれる。	

2 解除手続き

(1) 保護解除に係る支援・連携

[No.63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 施設に入所するケースは、「相談調査における現況、問題点及び社会診断」、「心理学的所見」、とともに「行動観察の概況」を書面にまとめ入所前に送付して、事前に情報提供を行っている。さらに、必要があれば、入所時に職員が同行して、説明や情報提供を行っている。また、里親委託ではマッチングを大切にして面会や里親宅への外出等を繰り返すなかで、基本的習慣や特性などの説明を丁寧に行って、情報提供に努めている。	

(2) 子どもの所持物

[No.64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護に当たり、一時保護所の生活で必要なもの以外は、保護者へ返還している。所持物は、「児童所持調書」に記載して一旦受け入れ、返還時には保護者等から受領証を貰い、その都度、課長の決裁を受けている。諸事情により、返還が困難な時は、一時保護解除時まで保管している。一時保護解除に当たり、児童福祉司と所持物の返還について協議し、全て返還するようにしている。触法事件に関する物や不審な物は警察と協議している。	